

一 評論文(教・法・経学部) (60点)

問1 11点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

A③〇1点

「卓越し傑出している」の意味での「善」よき」が 公的な場面で栄える 「徳」に相当

し。

B①〇1点

B②〇1点

B③〇1点

「有用」の意味では 生活上必要な 「家政」に代表される私的領域に属するのに対して、

X「分析」に分けること」〇1点

C①〇1点

C②〇1点

C③〇1点

「絶対的意味での」それは 「あなた(他者)のために」する「倫理」という 私的領域の

Y「分析」に分けること」〇1点

中でも「極端」なものである」と。(11点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、「善」よき」の「絶対的な意味」でない側を、A(卓越している)の意味と、B(有用)の意味の「矛盾」しない二条件に「分析」に分けることとして説明する構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X「分析」に分けること」 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、傍線部を説明すべく、「善」よき」を、(A+B)とCの二部分に「分析」に分けることとして説明する構造への評価である。ここでは、(A、B)のいずれかの要素が一つ以上あり、またCの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y「分析」に分けること」 (Aの要素、Bの要素)が一つ以上+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「〈卓越し傑出している〉の意味での『善Ⅱよさ』が公的な場面で栄える『徳』に相当し、」(3点)

※ 「善Ⅱよさ」を説明する、「絶対的意味」の反対側の〈卓越し傑出している〉の意味である場合の条件。

① 「〈卓越し傑出している〉の意味での『善Ⅱよさ』が」の要素に1点

○ 『善Ⅱよさ』が〈卓越し傑出している〉の意味である場合は「〈卓越し傑出している〉の意味における『善Ⅱよさ』が」などでも可。

× 「〈卓越し傑出している〉の意味での『善Ⅱよさ』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「公的な場面で栄える」の要素に1点。

○ 「公的に見られる時にこそ栄えうる」「公的に見られるからこそ栄える」などでも可。

× 「公的な場面で栄える」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 『徳』に相当し、「」の要素に1点。

○ 『徳』のことであり、「『徳』に合致し、」などでも可。

× 『徳』に相当」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「〈有用〉の意味では生活上必要な『家政』に代表される私的領域に属するのに対して、」(3点)

※ 傍線部を説明するための、「絶対的意味」の反対側の〈有用〉の意味である場合の条件。

① 「〈有用〉の意味では」の要素に1点。

○ 「〈有用〉を意味する場合には「〈有用〉という意味になる場合は」などでも可。

× 「〈有用〉の意味」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「生活上必要な」の要素に1点。

○ 「生活に不可欠な」「生活上必須の」などでも可。

× 「生活上必要」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 『家政』に代表される私的領域に属するのに対して、「」に1点。

○ 『家政』を典型とする私的な領域に含まれるのに対して、「『家政』を中心とする私的領域を構成するのに対して、」などでも可。

× 『家政』に代表される私的領域」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

C 『絶対的意味での』それは『あなた(他者)のために』する『倫理』という、私的領域の中でも『極端』なものであること。』(3点)

※ 傍線部を説明するための、「絶対的意味」である場合の条件。

① 『絶対的意味での』それは「の要素に1点。

○ 『絶対的意味での』『善＝よさ』は「絶対的意味」におけるそれは「などでも可。

× 『絶対的意味』のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 『あなた(他者)のために』する『倫理』という、「の要素に1点。

○ 『あなた(他者)のために』に該当する『倫理』である、「他者のためにする『倫理』という、「などでも可。

× 『あなた(他者)のために』する『倫理』のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

③ 『私的領域の中でも』極端』なものであること。』に1点。

○ 『極端』な私的領域のものであること。』『極端』な私的領域に属すること。』などでも可。

× 「私的領域の中でも『極端』のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

問2 8点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

イエスが教えた善行は、

公的に周知となれば善意の特性を失うから

隠されねばならな

いが、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

B④○1点

実はあなたではなく

私のために偽装された

意識的行為であるという

疑いを常に払拭で

X 〈逆説＝矛盾を含むこと〉○1点

きなこと。』(8点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する、〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「イエスが教えた善行は、公的に周知となれば善意の特性を失うから隠されねばならないが、」(3点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「イエスが教えた善行は、」の要素に1点。

○ 「イエスが言葉と行いで教えた善行は、」「イエスの教えである善行は、」などでも可。

× 「イエスの教えた善行」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「公的に周知となれば善意の特性を失うから」の要素に1点。

○ 「公になれば善意という特有の性質を失うから」「周囲に知られてしまうと善意の性質を失ってしまうから」などでも可。

× 「公的に周知となれば善意の特性を失う」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「隠されねばならないが、」の要素に1点。

○ 「秘匿されねばならないが、」「人に知られてはならないが、」などでも可。

× 「隠されねばならない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「実はあなたではなく私のために偽装された意識的行為であるという疑いを常に払拭できないこと。」(4点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「実はあなたではなく、」の要素に1点。

○ 「実はあなたのためではなく、」「本当はあなたではなく、」などでも可。

× 「実はあなたのためではなく」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「私のために偽装された」の要素に1点。

- 「私のためであることを隠蔽した」「私のためであるのを見せないように偽装した」などでも可。
- × 『私のために』の偽装された」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「意識的行為であるという」の要素に1点。
- 「意識的行為の」「意識的な行為であること」などでも可。
- × 「意識的行為」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 「疑いを常に払拭できないこと。」の要素に1点。
- 「疑いが晴れることが決してないこと。」「疑念が常につきまとうこと。」「などでも可。
- × 「疑いを払拭できない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問3 7点

(模範解答例)

A○1点

善行は、

B①○1点

B②○1点

為される否や、忘却されねばならないため、

世界の構成部分を形作らず、

C①○1点

C②○1点

C③○1点

故に事実としては顕れない、可能性で語られる

形而上的な「倫理」の次元でのみ存在す

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

るといふこと。(7点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを、〈因果関係〉をなす、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、条件A、条件Bの要素、条件Cの要素の内二つ以上があれば、この仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉〈A、Bの要素、Cの要素〉の内二つ以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは、条件同士において、また条件B、C内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「善行は、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題明示の条件。

× 「善行」の成分が入っていないならば×0点。

B 「為されるや否や、忘却されねばならないため、世界の構成部分を形作らず、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明して行く、〈因果関係〉の〈因〉の条件。

① 「為されるや否や、忘却されねばならないため、」の要素に1点。

○ 「為された途端、忘れ去られなければならないので、」為されるとすぐに忘れられなければならないため」などでも可。

× 「為されるや否や、忘却」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「世界の構成部分を形作らず、」の要素に1点。

○ 「世界を構成する部分となりえず、」世界の構成部分を形成せず、」などでも可。

× 「世界の構成部分の形成を否定」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

C 「故に事実としては顕れない、可能性で語られる形而上的な「倫理」の次元でのみ存在するということ。」(3点)

※ 傍線部の説明をすべく、Aを説明して行く、〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「故に事実としては顕れない、」の要素に1点。

○ 「したがって事実とはなり得ない、」よって事実として表面化しない、」などでも可。

× 「事実であることの否定」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「可能性で語られる」の要素に1点。

○ 「可能性としてのみ顕れる、」可能性においてのみ浮上する、」などでも可。

× 「可能性に限定」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

③ 「形而上的な「倫理」の次元でのみ存在するということ。」の要素に1点。

○ 「形而上的な次元の『倫理』としてのみあること。」「形而上的な次元での『倫理』にとどまること。」などでも可。

× 「形而上的な次元の『倫理』」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

問4 8点

(模範解答例)

A ○1点

善行を為している者は、

B ① ○1点

B ② ○1点

B ③ ○1点

ひたすら「あなたへ」と向かう 動向と化した 「善き者」でなければならぬので、

C ① ○1点

C ② ○1点

C ③ ○1点

肝心なこととして、 自分が〈善人〓善き者〉であるか否かは、 何にもまして「一番分

X 〈分析〓分けること〉 ○1点

からない」ことであるはずだから。 (8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由説明をすべく、〈主体〉Aの行為の様態を、B、Cの〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素、Cの要素の内二つ以上があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の内の二つ以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「善行を為している者は、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための〈主体〉明示の条件。

○ 「善行を行う者は、」「善行を施す者は、」などでも可。(善人でも可)

× 「善行を為す者」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「ひたすら『あなたへ』と向かう動向と化した『善き者』でなければならぬので、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの行為の様態を〈因果関係〉で説明して行く〈因〉の条件。

① 「ひたすら『あなたへ』と向かう」の要素に1点。

○ 「ひたすらあなたを志向する」「ひたすらあなたに向かう」などでも可。

- × 「ひたすらあなたに向かう」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「動向と化した」の要素に1点。
  - 「動向そのものとなった」「ベクトルと化した」などでも可。
  - × 「動向と化す」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 『善き者』でなければならぬので、「の要素に1点。
  - 『善き者』であるべきなので、『善き者』であるはずなので、「などでも可。
  - × 『善き者』でなければならぬ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「肝心なこととして、自分が〈善人⇨善き者〉であるか否かは、何にもまして『一番分らない』ことであるはずだから。」(3点)

※ 傍線部を説明すべく、Aの行為の様態を〈因果関係〉で説明して行く〈果〉の条件。

- ① 「肝心なこととして」「の要素に1点。
  - 「肝心なことは、「核心的なこととして、「などでも可。
  - × 「肝心なこと」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「自分が〈善人⇨善き者〉であるか否かは、「の」要素に1点。
  - 「自らが〈善人⇨善き者〉であるかどうかは、「自分が善人であるか否かは、「などでも可。
  - × 「自分が善人あるいは善き者であるかどうか」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「何にもまして『一番分らない』ことであるはずだから。」の要素に1点。
  - 「何よりも当人が『一番分らない』ことのはずだから。「他のことはともかく『一番分らない』ことだから。」などでも可。
  - × 「何にもまして『一番分らない』こと」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問5 9点

(模範解答例)

A ○1点

善行が願わなくなる

B ①○1点

「あなた⇨他者」に恩義を感じさせる

B ②○1点

贈り物となりて

B ③○1点

返礼を要求することになり



C①〇1点

C②〇1点

X〈分析〓分けること〉〇1点

経済〓家政の 相互的遣り取りの行為と化して、

D〇1点

Y〈総合〓まとめること〉〇1点

善行自らを破壊してしまふこと。(9点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、前提条件Aを、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉として説明してゆく構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素、Cの要素の内の二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析〓分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の内の二つ以上 〇1点

・Yは、条件B、Cを条件Dに〈総合〓まとめること〉をして結論づける構造への評価である。ここでは、条件Bの要素と条件Cの要素の少なくとも一方と、条件Dがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y〈総合〓まとめること〉 〈Bの要素、Cの要素〉の少なくとも一方+D 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「善行が顕わとなると、」(1点)

※ 傍線部を説明するための前提条件。

○ 「善行、すなわち倫理が顕在化すると、」「善行が周知になると、」などでも可。

× 「善行の顕在化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 『あなた〓他者』に恩義を感じさせる贈り物となって、返礼を要求することになり、」(3点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを〈因果関係〉で説明する〈因〉の条件。

① 『あなた〓他者』に恩義を感じさせる「の要素に1点。

○ 『あなた〓他者』に恩義を着せてしまふ」「他者であるあなたに恩を感じさせてしまふ」などでも可。

× 「他者であるあなたに恩義を感じさせる」のニュアンスの成分が入っていないけれ

ば×0点。

② 「贈り物となって」、「の要素に1点。

○ 「贈り物としての意味を持ち」、「贈り物の姿をとって」、「などでも可。

× 「贈り物」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「返礼を要求することになり」、「の要素に1点。

○ 「返礼の義務が生じ」、「返礼をしなければならないことになって」、「などでも可。

× 「返礼を要求」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「経済Ⅱ家政の相互的やり取りの行為と化して」、「(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを〈因果関係〉で説明する〈果〉の条件。

① 「経済Ⅱ家政の」の要素に1点。

○ 「経済つまり家政の」「家政の次元での」などでも可。

× 「経済あるいは家政」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点

② 「相互的やり取りの行為と化して」、「の要素に1点。

○ 「相互的交渉の行為となって」「相互的交流行為の意味を帯びて」などでも可。

× 「相互的やり取り」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

D 「善行自らを破壊してしまうこと。」「(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

○ 「善行そのものを壊してしまうこと。」「善行を自壊させてしまうこと。」などで可。

× 「善行の破壊」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問6 8点

(模範解答例)

B①○1点 B②○1点

B③○1点

行為は

〈世界の中での公共空間〉で

複数性において明示されるものだから、

A○1点

アレンテメント

C①○1点

C②○1点

C③○1点

神によって証言されるしかない、

孤独な活動としての善行は、

行為たりえないという、

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○ 1点  
と。(8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、Aの考えを、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉して説明してゆく構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素、Cの要素の内の二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の内の二つ以上 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士においても、また条件B、C内で要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

B 「行為は〈世界の中での公共空間〉で複数性において明示されるものだから、」(3点)

※ 傍線部を説明すべく、Aの考え方を〈因果関係〉で説明する〈因〉の条件。

① 「行為は」の要素に1点。

× 「行為」の成分が入っていなければ×0点。

② 「〈世界の中での公共空間〉で」の要素に1点。

○ 「どんな人もどんな物も他の人々によって見聞される場で」「世界が人々に提供してくれる公共の空間で」などでも可。

× 「〈世界の中での公共空間〉」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

③ 「複数性において明示されるものだから、」の要素に1点。

○ 「複数性の制約において示されるものだから、」「本来的な複数性に則って示されるものだから、」などでも可。

× 「複数性」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

A 「アレントにとって、」(1点)

※ 傍線部を説明するための〈主体〉明示の条件。

× 「アレント」の成分が入っていなければ×0点。

C 「神によって証言されるしかない、孤独な活動としての善行は、行為たりえないといふ」と。(3点)

- ※ 傍線部を説明すべく、Aの考え方を〈因果関係〉で説明する〈果〉の条件。
- ① 「神によって証言されるしかない、」の要素に1点。
- 「唯一神が証言してくれる」「神だけが証言してくれる」などでも可。
- × 「神のみが証言し得る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「孤独な活動としての善行は、」の要素に1点。
- 「見捨てられた、孤独な活動である善行は、」「孤独を本質とする善行は、」などでも可。
- × 「孤独な活動としての善行」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ③ 「行為たりえないということ。」「の要素に1点。
- 「行為とは言えないということ。」「行為の定義に反するということ。」「などでも可。
- × 「行為であることの否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

問7 9点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

アレントのように、

善行が公の場に出て

「自己のために」「という生命の論理に服する

A④○1点

ものと化するのを恐れて、

「神」を「逃げ場」にすれば、

B①○1点

B②○1点

善行に関わる「あなた」他者」に向き合う 可能性から逃げることになるし、

C①○1点

C②○1点

また善行と行為の関連を断ち切って 肝心の行為の存立基盤を見失わせてしまうから。

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点 (9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部のように筆者が言う理由を説明すべく、Aのアレントの姿勢を、B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉として説明してゆく構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cの要素の内二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉〈Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の内の二つ以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(8点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合のみ加点する。(1点)

A 「アレントのように、善行が公の場に出て『自己のために』という生命の論理に服するものと化すのを恐れて、『神』を『逃げ場』にすれば、」(4点)

※ 傍線部のように筆者が言う理由を説明するための前提条件。

① 「アレントのように、」の要素に1点。

× 「アレント」の成分が入っていないければ×0点。

② 「善行が公の場に出て」の要素に1点。

○ 「善行が公となって」「善行が人々の知る所となって」

× 「善行が公になる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「自己のために」という生命の論理に服するものと化すのを恐れて、」の要素に1点。

○ 「おのれのために」という生命の論理と見分けがつかなくなるのを恐れて、「自分のためという生命の論理と区別できなくなるのを恐れて、」などでも可。

× 「おのれのために」という生命の論理と見分けがつかなくなるのを恐れる」というニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「神』を『逃げ場』にすれば、」の要素に1点。

○ 「神』を『逃げ場』にしてしまうと、「神』という『逃げ場』に逃れるのなら、」などでも可。

× 「神』を『逃げ場』にする」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「善行に関わる『あなた』他者』に向き合う可能性から逃げることになるし、」(2点)

※ 傍線部のように筆者が言う理由を説明するための、Aから生起する一方の条件。

① 「善行に関わる『あなた』他者』に向き合う」の要素に1点。

○ 「善行における『あなた』他者』に面する」「善行において逃れることができな  
い他者に向き合う」などでも可。

× 「善行における『あなた』他者』に向き合う」のニュアンスの成分が入っていない  
ければ×0点。

② 「可能性から逃げることになるし、」の要素に1点。

○ 「可能性を否定することになるし、「可能性から去ってゆくことになると、」な  
どでも可。

× 「可能性から逃げる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「また善行と行為の関連を断ち切って肝心の行為の存立基盤を見失わせてしまうから。」  
(2点)

※ 傍線部のように筆者が言う理由を説明するための、Aから生起する他方の条件。

① 「また善行と行為の関連を断ち切って」の要素に1点。

○ 「また『善き行い』の行為との関連を切断して」「また善行と行為を切り離して」  
などでも可。

× 「善行と行為の関連を断ち切る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0  
点。

② 「肝心の行為の存立基盤を見失わせてしまうから。」の要素に1点。

○ 「肝心の行為がその存立基盤を失ってしまうから。」「肝心の行為が存立しえなく  
なるから。」などでも可。

× 「肝心の行為の存立基盤が失われる」のニュアンスの成分が入っていないければ×  
0点。

二 現代文（評論）採点基準（合計60点）

問1 10点

（模範解答例）

A①○1点 A②○1点 A③○1点

日本人が、民主主義の中身を考えずに北朝鮮のニュースを見て非民主主義的だと批

判しながら、

B①○1点 B②○1点 B③○1点

電子空間にも街頭にも知性と品性を欠いた言葉が溢れ、またテレビのニュースや新聞

B④○1点 B⑤○1点

の社説もまともな政権および企業批判ができずに、報道の自由度が世界から低く評価

B⑥○1点 X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

されているのが日本の現状だから。（10点）

【構造点】

・Xは、筆者が傍線部のように述べる理由を説明すべく、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する。〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここではA、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

※ A、Bは条件同士においても、また条件A、B内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。（9点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。（1点）

A 「日本人が、民主主義の中身を考えずに北朝鮮のニュースを見て非民主主義的だと批判しながら、」（3点）

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「日本人が、」の要素に1点。

× 「日本人」に相当するニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「民主主義の中身を考えずに」の要素に1点。

- 「民主主義であることを疑わずに」「民主主義の意味を考えることなく、」などでも可。
- × 「民主主義の中身を考えない」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ③ 「北朝鮮のニュースを見て非民主主義的だと批判しながら、」の要素に1点。
- 「北朝鮮のニュースを見て全く民主主義的ではないと非難しながら、」「北朝鮮のニュースに対して民主主義では考えられないと批判しながら、」などでも可。
- × 「北朝鮮のニュースを見て非民主主義的と批判」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

**B**

「電子空間にも街頭にも知性と品性を欠いた言葉が溢れ、またテレビのニュースや新聞の社説もまともな政権および企業批判ができずに、報道の自由度が世界から低く評価されているのが日本の現状だから。」(6点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「電子空間にも街頭にも」の要素に1点。
- 「電子空間、街頭を問わず」「ネット上でもリアルな空間でも」などでも可。
- × 「電子空間、街頭」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ② 「知性と品性を欠いた言葉が溢れ、」の要素に1点。
- 「知性も品位もない言葉が氾濫し、」「知性と品性に欠けた言葉が跋扈し、」などでも可。
- × 「知性、品性に駆けた言葉の氾濫」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ③ 「またテレビのニュースや新聞の社説も」の要素に1点。
- 「またテレビや新聞の報道でも」「あるいはテレビニュースでも新聞社説でも」などでも可。
- × 「テレビのニュースあるいは新聞の社説」の成分が入っていないならば×0点。
- ④ 「まともな政権および企業批判ができずに、」の要素に1点。「政権」「企業」はどちらかがあれば可。
- 「政権批判や企業批判をまともにならずに、」「政権あるいは企業のまともな批判ができずに、」などでも可。
- × 「政権あるいは企業批判ができない」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ⑤ 「報道の自由度が世界から低く評価されているのが」の要素に1点。
- 「報道の自由度が世界から低評価をされているのが」「報道の自由度の低評価を世界から突きつけられているのが」などでも可。
- × 「世界から報道の自由度の低評価を受けている」の成分が入っていないならば×0点。



- ⑥ 「日本の現状だから。」の要素に1点。  
 ○ 「日本の現実だから。」日本の状況だから。」などでも可。  
 × 「日本の現状」の成分が入っていないければ×0点。

問2 9点

(模範解答例)

A ○1点

ヨーロッパもアメリカも

B ○1点

自由・平等・博愛・人権を確立する一方で、

C ○1点

アフリカから購入した何千万人の奴隷の内の約三分の二を船中で死なせ、さらにサトウ

C② ○1点

X 〈分析〓分けること〉 ○1点

キビなどの農場で過酷な労働をさせたのであり、

Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○1点

D ○1点 D② ○1点

彼らの民主主義は、まさしくモノ扱いされた奴隷の犠牲の上に築かれていたといえるか

Z 〈総合〓まとめること〉 ○1点

5. (9点)

【構造点】

・Xは、条件C内部を、C①、C②の〈矛盾〉しない二要素に〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、C①、C②がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 C①+C② ○1点 (この構造点は解答解説には書き込まれていないが、採点項目に加えた。)

・Yは、傍線部の理由を説明すべく、Aを、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明して行く逆説〓矛盾を含むこと〓の構造への評価である。ここでは、条件A、条件B、条件Cの要素の内、二つ以上があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 〈A、B、Cの要素〉の内の二つ以上 ○1点

・Zは、条件B、Cを、条件Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは、条件B、条件Cの要素のうちの少なくともどちらかと、条件Dの要素があれば、この構造の骨組みは成立してい

るとみなして1点加點。

Z (総合＝まとめること) (B、Cの要素)の少なくとも一方+Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士で、また条件C、D内の要素同士でも原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加點する。(3点満点)

A 「ヨーロッパもアメリカも」(1点)を

※ 傍線部の理由説明をするための話題提示の条件。

× 「ヨーロッパ、アメリカ」の成分が入っていないならば×0点。

B 「自由・平等・博愛・人権を確立する一方で、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「自由・平等・博愛を謳い、人権概念を育てる一方で、」「自由、平等などを謳い、人権概念を養成してゆく一方で、」などでも可。

× 「自由・平等・博愛と人権」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

C 「アフリカから購入した何千万人の奴隷の内の約三分の二を船中で死なせ、さらにサトウキビなどの農場で過酷な労働をさせたのであり、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「アフリカから購入した何千万人の奴隷の内の約三分の二を船中で死なせ、」の要素に1点。

○ 「アフリカから何千万人の奴隷を購入し、その約三分の二を船中で死亡させ、」「アフリカで買った何千万人の奴隷の内約三分の二を輸送中に死なせ、」なども可。

× 「アフリカで購入した何千万人の奴隷」「約三分の二を船内で死なせる」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

② 「さらにサトウキビなどの農場で過酷な労働をさせたのであり、」の要素に1点。

○ 「その上サトウキビや綿花などの農場で過酷な労働を強いたのであり、」「さらにサトウキビやコーヒーなどの農園で過酷な労働に従事させたのであり、」なども可。

× 「サトウキビ、綿花、コーヒーなどの農場で過酷な労働をさせる」のニュアンス

の成分が入っていないければ×0点。

D 「彼らの民主主義は、まさしくモノ扱いされた奴隷の犠牲の上に築かれていたといえるから。」(2点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「彼らの民主主義は、」の要素に1点。

○ 「欧米人の民主主義は、」「彼らの信奉する民主主義は、」などでも可。

× 「彼ら(欧米人)の民主主義」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「まさしくモノ扱いされた奴隷の犠牲の上に築かれていたといえるから。」の要素に1点。

○ 「まさに奴隷をモノだとみなすことで可能であったといえるから。」「奴隷をモノ扱いする土台の上に築かれたものだったから。」などでも可。

× 「奴隷のモノ扱いの上に築かれた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問3 7点

(模範解答例)

A○1点

ナチスが、

B○1点

ヨーロッパの内側から、

C○1点

X〈分析〓分けること〉○1点

第一次世界大戦後の民主主義的なヴァイマル憲法下で、

D①○1点

D②○1点

疲弊した資本主義を回復させようとする ヨーロッパ民主主義の願望から生まれたこと。

Y〈総合〓まとめること〉○1点〈80字〉 (7点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉して説明してゆく構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cのうち二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析〓分けること〉〈A、B、C〉の内の二つ以上 ○1点

・Yは、B、CをDに〈総合Ⅱまとめること〉する構造への評価である。ここでは、B、Cの少なくとも一方があつて、Dの要素があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。  
Y〈総合Ⅱまとめること〉 〈B、C〉の少なくとも一方+Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件D内の要素同士においても原則的に部分採点可能である。(5点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点)

※ 80字の字数制限付きの問題であるから、字数オーバーの解答は採点対象外、つまり0点である。

A 「ナチスが、」(1点)

※ 傍線部を説明するための〈主体〉明示の条件。

× 「ナチス」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「ヨーロッパの内側から、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「ヨーロッパの外側からではなく、」まさにヨーロッパ内部から、」などでも可。

× 「ヨーロッパの内側」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「第一次世界大戦後の民主主義的なヴァイマル憲法下で、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく他方の条件。

○ 「第一次大戦後の民主的なヴァイマル体制下で、」戦後民主主義的なヴァイマル憲法の下で」などでも可。

× 「第一次世界大戦後の民主主義的なヴァイマル憲法下」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

D 「疲弊した資本主義を回復させようとするヨーロッパ民主主義の願望から生まれたこと。」(2点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「疲弊した資本主義を回復させようとする」の要素に1点。

○ 「傷ついた資本主義を復元させようとする」「病んだ資本主義を補修して温存させようとする」などでも可。

× 「疲弊した資本主義の回復」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「ヨーロッパ民主主義の願望から生まれたこと。」の要素に1点。

○ 「ヨーロッパの民主主義が望んだことから生まれたということ。」「ヨーロッパの民主主義的な願望の成果であったこと。」などでも可。

× 「ヨーロッパ民主主義の願望から生まれた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問4 10点

(模範解答例)

A ①①点

A ②①点

ナチスが民主主義の手続きを踏んで第一党にのし上がった後に、 ヴァイマル憲法を停

止した一方で、

W 〈逆説∥矛盾を含むこと〉 〇1点

B ①①点

B ②①点

ナチスがドイツ人であれば貧民も戦傷者も救おうとして、 誰もが主権者という民主主義

B ③①点

の理念を實踐し、 またこれまでの民主主義が何者かの犠牲の上に成立している事実を露

X 〈分析∥分けること〉 〇1点 Y 〈分析∥分けること〉 〇1点

呈せられた」と

C ①1点

Z 〈総合∥まとめること〉 〇1点

指摘している点。 (10点)

【構造点】

・ Wは、A内部で、ナチスの行動を〈矛盾〉するA①とA②に引き裂いて説明する〈逆説∥矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A①とA②がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

W 〈逆説∥矛盾を含むこと〉 A ①+A ② 〇1点

・ Xは、B内部を、〈B①+B②〉とB③の〈矛盾〉しない二部分に〈分析∥分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、〈B①、B②〉の少なくとも一方と、B③があれば、この構造の骨

組みが成立しているとみなして1点加點。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 〈B①、B②〉の少なくとも一方+B③ ○1点

・Yは、傍線部を説明すべく、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉していく構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加點。

Y 〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・Zは、条件A、Bを、条件Cに〈総合Ⅱまとめること〉する構造への評価である。ここでは、A、Bの少なくとも一方の要素と、条件Cがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加點。

Z 〈総合Ⅱまとめること〉 〈Aの要素、Bの要素〉の少なくとも一方+C ○1点

### ◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、B内では要素同士においても原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】W・X・Y・Zは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加點する。(4点満点)

A 「ナチスが民主主義の手続きを踏んで第一党にのし上がった後に、ヴァイマル憲法を停止した一方で、」(2点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「ナチスが民主主義の手続きを踏んで第一党にのし上がった後に、」の要素に1点。

○ 「ナチスが民主主義の手続きを通して第一党になった後に、」「ナチスが民主主義的な手続きによって第一党に浮上した後に、」などでも可。「ナチス」は「ヒトラー」でも可。

× 「ナチスが民主主義手続きよって第一党に」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「ヴァイマル憲法を停止した一方で、」の要素に1点。

○ 「ヴァイマル憲法を無効化する一方で、」「ヴァイマル憲法を廃する一方で、」などでも可。

× 「ヴァイマル憲法を停止」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「ドイツ人であれば貧民も戦傷者も救おうとして、誰もが主権者という民主主義の理念を実践し、またこれまでの民主主義が何者かの犠牲の上に成立している事実を露呈さ

せたことも、「(3点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「ドイツ人であれば貧民も戦傷者も救おうとして、」の要素に1点。

○ 「どんなに貧しくてもドイツ人であれば救おうとして、」「貧者であれ戦病者であれ相手がドイツ人なら救おうとし、」などでも可。

× 「どんなに貧しくてもドイツ人であれば救う」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「誰もが主権者という民主主義の理念を実践し、」の要素に1点。

○ 「すべてのものが主権者であるという民主主義のアイデアを実行し、」「皆が主権者であるという民主主義の理念を実行し、」などでも可。

× 「誰もが主権者」「民主主義の理念の実践」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

③ 「またこれまでの民主主義が何者かの犠牲の上に成立している事実を露呈させたことも、」の要素に1点。

○ 「さらに今までの民主主義が誰かの犠牲の上に成り立っている事実を見直させたことも、」「また従来の民主主義が切り捨てられた人々のうえでしか成り立っていないことを露呈させたことも、」などでも可。

× 「従来の民主主義が何者かの犠牲の上に成立している」「事実を露呈させた」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

C 「指摘している点。」「(1点)

※ A、Bをまとめる条件。

○ 「留意している点。」「注目している点。」「などでも可。

× 「指摘」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問5 11点

(模範解答例)

A ○ 1点

ナチスが、

B ① ○ 1点

遭伝病患者の断種を實行し、

B ② ○ 1点

T 4 作戦以降、精神障害者、シンテイ・ロマやユダヤ人な

どを殺害し、

C①〇1点

C②〇1点

さらに膨大な数の強制収容所を作って、近くの工場で無償労働をさせる一方、 働けな

C③〇1点

X〈分析〓分けること〉〇1点

い女性、子供を農薬で殺害するなど、

D①〇1点

D②〇1点

D③〇1点

民主主義の「民」をアーリア人に限定し、他を「劣等人種」として、 人種主義に基づ

Y〈総合〓まとめること〉〇1点

く迫害を実行したこと。(11点)

#### 【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、Aの行状を、B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、条件Aと、条件Bの要素、条件Cの要素の内、少なくとも二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加

X〈分析〓分けること〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の内の少なくとも二つ 〇1点

・Yは、B、CをDに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは、B、Cの要素の内の少なくとも一方があり、さらにDの要素があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加

点。  
Y〈Bの要素、Cの要素〉の少なくとも一方+Cの要素 〇1点

#### ◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C、D内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加

A 「ナチスが、」(1点)

※ 傍線部を説明するための〈主体〉明示の条件。

× 「ナチス」の成分がなければ×0点。

B 「遺伝病患者の断種を実行し、 T4作戦以降、精神障害者、シンティ・ロマやユダヤ人などを殺害し、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aの行状を説明して行く一方の条件。



- ① 「遺伝病患者の断種を執行し、」の要素に1点。
- 「遺伝病の継承を予防すると称して患者の断種を執行し、」「遺伝病患者に断種を強制し、」などでも可。
- × 「遺伝病患者の断種の実行」のニュアンスの成分入っていないなければ×0点。
- ② 「T4作戦以降、精神障害者、シンティ・ロマやユダヤ人などを殺害し、」の要素に1点。
- 「T4作戦中止後も、精神障害者、シンティ・ロマやユダヤ人や労働忌避者などを殺害し、」「T4作戦以後も、精神障害者、ユダヤ人やロシア人などを殺害し、」などでも可。
- × 「T4作戦以降も、精神障害者、シンティ・ロマ、労働忌避者、ロシア人、ユダヤ人などを殺害」のニュアンスの成分入っていないなければ×0点。ただし、「精神障害者、シンティ・ロマ、労働忌避者、ロシア人、ユダヤ人」のうち、一つ以上示していれば可とする。
- C 「さらに膨大な数の強制収容所を作って、近くの工場で無償労働をさせる一方、働けない女性、子供を農薬で殺害するなど、」(3点)
- ※ 傍線部を説明すべく、Aの行状を説明して行く、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。
- ① 「さらに膨大な数の強制収容所を作って、」の要素に1点。
- 「さらにドイツから中東にかけて夥しい数の強制収容所を建設し、」「また広大な地域に膨大な数の強制収容所を作り、」などでも可。
- × 「膨大な数の強制収容所の建設」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「近くの工場で無償労働をさせる一方、」の要素に1点。
- 「近くに建設した工場強制労働を課す一方で、」「近くに建てられた大企業の工場が無償労働を強要する一方で、」などでも可。
- × 「近くの工場が無償労働を強制」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「働けない女性、子供を農薬で殺害するなど、」の要素に1点。
- 「労働に向かない夫人や子どもを農薬で殺すなど、」「労働力として使えない女性、子供を殺害するなど、」などでも可。
- × 「働けない女性、子どもを殺害」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- D 「民主主義の『民』をアーリア人に限定し、他を『劣等人種』として、人種主義に基づく迫害を実行したこと。」(3点)
- ※ B、Cをまとめて結論づける条件。
- ① 「民主主義の『民』をアーリア人に限定し、」の要素に1点。
- 「民主主義の『民』にアーリア人種を選定し、」「民主主義の『民』とはアーリア人種だと限定し、」などでも可。

- × 「民主主義の『民』をアーリア人に限定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- 「他を『劣等人種』として、」の要素に1点。
- 「他の人種を劣等とみなし、」他を『劣等人種』と見下し、」などでも可。
- × 「他を『劣等人種』とみなす」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- 「人種主義に基づく迫害を行使したこと。」の要素に1点。
- 「人種主義によって奴隷制度を復活させたこと。」人種主義によって人権を弾圧し、殺したこと。」などでも可。
- × 「人種主義に基づく迫害」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問6(1) 7点

(模範解答例)

A ○1点

日本が

B ○1点

民主主義を掲げて人権尊重を宣言しながら、

C ○1点

C ○1点

在留外国人に選挙権を認めず、

またかつて優生保護法の下で遺伝病、ハンセン病、精神

C ○1点

病の患者に強制的不妊措置を施し、

さらに現在の出生前診断によって優生主義を復興さ

X 〈分析〓分けること〉 ○1点 Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○1点

せかねないから。(7点)

【構造点】

・ Xは、C内部を、C①と〈C②+C③〉の〈矛盾〉しない二部分に〈分析〓分けること〉してゆく構造への評価である。ここでは、C①と〈C②、C③〉の少なくとも一方があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 C①+〈C②、C③〉の少なくとも一方 ○1点

・ Yは、「日本」について傍線部のように筆者がいう理由を、Aの行状を、B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、条件B、条件Cの要素の内、二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 〈A、B、Cの要素〉の内の二つ以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件C内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(5点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「日本が」(1点)

※ 傍線部について、「日本」に関する理由説明をするための〈主体〉明示の条件。

× 「日本」の成分が入っていなければ×0点。

B 「民主主義を掲げて人権尊重を宣言しながら、」(1点)

※ 傍線部について、「日本」に関する理由説明をするための一方の条件。

○ 「民主主義を標榜し、人権を重視すると宣言しながら、」「民主主義国であること」を自認し、人権尊重を掲げながら、「」などでも可。

× 「民主主義を掲げて人権を尊重」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

C 「在留外国人に選挙権を認めず、またかつて優生保護法の下で遺伝病、ハンセン病、精神病の患者に強制的不妊措置を施し、さらに現在の出生前診断によって優生主義を復興させかねないから。」(3点)

※ 傍線部について、「日本」に関する理由説明をするための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「在留外国人に選挙権を認めず、」の要素に1点。

○ 「在留外国人に選挙権を与えず、」「在留外国人の選挙権を容認せず」などでも可。

× 「在留外国人の選挙権の否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「またかつて優生保護法の下で遺伝病、ハンセン病、精神病の患者に強制的不妊措置を施し、」の要素に1点。

○ 「またかつての優生保護法によって遺伝病、ハンセン病などの患者に不妊治療を強制し、」「かつての優生保護法下で、ハンセン病、精神病などの患者に強制的に不妊治療措置を実施し、」などでも可。

× 「かつての優生保護法下で」「遺伝病、ハンセン病、精神病などの患者に強制的不妊措置」の二成分がそろっていないければ×0点。

③ 「さらに現在の出生前診断によって優生主義を復興させかねないから。」の要素に1点。

- 「加えて今の出生前診断によって優生主義を復活させるおそれがあるから。」「また現在の出生前診断が優生主義の再興をもたらしかねないから。」などでも可。
- × 「現在の出生前診断」「優生主義の復興」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

問6(2) 6点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

現在スウェーデンは、過去の優生政策を廃し、歴史的検討に入ったが、

B①○1点

B②○1点

福祉国家ながら、優生計画を実施し、強制断種もしていたから。

X〈逆説||矛盾を含むこと〉○1点 Y〈逆説||矛盾を含むこと〉○1点 (6点)

【構造点】

・ Xは、B内部を、〈矛盾〉する二要素B①、B②に引き裂いて説明していく、〈逆説||矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、B①、B②がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

X〈逆説||矛盾を含むこと〉 B①+B② ○1点

・ Yは、「スウェーデン」について傍線部のように筆者がいう理由を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく、〈逆説||矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説||矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士において原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「現在スウェーデンは過去の優生政策を廃し、歴史的検討に入ったが、」(2点)

※ 傍線部について、「スウェーデン」に関する理由説明をするための一方の条件。

① 「現在スウェーデンは」の要素に1点。

○ 「今スウェーデンは」「現時点でのスウェーデンは」などでも可。

× 「現在のスウェーデン」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「過去の優生政策を廃し、歴史的検討に入ったが、」の要素に1点。

○ 「かつての優生政策を廃止して、歴史的な反省に入ったが、」「昔の優生政策をやめてで、歴史の検討に入ったが、」などでも可。

× 「過去の優生政策の歴史的検討」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「福祉国家ながら、優生計画を実施し、強制断種もしていたから。」(2点)

※ 傍線部について、「スウェーデン」に関する理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「福祉国家ながら、」の要素に1点。

○ 「福祉国家でありながら、」「福祉国家であるくせに、」などでも可。

× 「福祉国家」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「優生計画を実施し、強制断種もしていたから。」の要素に1点。

○ 「優生計画を実行し、断種の強制もしていたから。」「優生政策を推進し、強制的断種も実行していたから。」などでも可。

× 「優生計画の実施」「断種の強制」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

# 第1回九州大模擬採点基準（古文・経済他）2021

三

問1 そ 4点

↓これ以外の解答はダメ。「なくそ」の禁止表現。

問2 各3点×4

a (2点) b (1点)

問2・①・模範解答

訪ねてみたいと思いますので (3点)

【各部の採点】 3点満点。加点ポイント2箇所。

a 「訪ねて」みたいと…2点。「行きたいと」「見たいと」「心がひかれるように」などの

解答。

b 「思いますので」………1点。「思いますので」「思う時でありまして」などのような「思

う」＋丁寧語。

a (2点) b (1点)

問2・②・模範解答

帰り際にお尋ねしましょう (3点)

【各部の採点】 3点満点。加点ポイント2箇所。

- a 「帰り際に」……………**2点**。「帰り際に」「帰る時に」などのような解釈。  
b 「お尋ねしましょう」……………**1点**。謙譲の補助動詞の解釈（おくる・く申し上げる）＋  
意志。完答。

a (1点)                      b (2点)

**問2・③・模範解答**

この足摺山の金剛福寺で修行していた (3点)

【各部の採点】 **3点満点**。加ポイント**2箇所**。

- a 「この足摺山の金剛福寺で」……………**1点**。「この所」の具体的な場所を明示する。  
b 「修行していた」……………**2点**。「勤行する・(仏道)修行する」の意＋存続。完答。

a (1点)                      b (2点)

**問2・④・模範解答**

それならば私の住処にいらつしやい。(3点)

【各部の採点】 **3点満点**。加ポイント**2箇所**。

- a 「それならば」……………**1点**。順接の仮定条件の解釈。  
b 「私の住処にいらつしやい」……………**2点**。「私の所へ」いらつしやい」「私の家に」おい  
てください」の意。「私の所へ」「私の家に」  
などはなく

ても可。

### 問3 6点

#### 問3・模範解答

主人の坊主がどこからともなくやってきた小法師に自らの食事を分けてやっている小法師に対してそんなことはしてはならないと

a (1点)

b (1点)

c (3点)

d (1点)

言っている。(6点)

【各部の採点】 6点満点。加点ポイント4箇所。

a 「主の僧が（弟子の）小法師に」……………1点。「誰が誰に」に当たる具体的な人物名。

b 「どこからともなくやってきた小法師」……………1点。食事を分けてやる相手を明示。ただし、この箇所だけ正解では加点無し。

c 「自らの食事を分けてやってはならない」……………3点。主の僧が弟子の小法師に告げた具体的な内容。この箇所が書いてなければ零点。

d 「と言っている」……………1点。文末処理。「〜ということ」でも可。ただし、この箇所だけでは加点無し。

32

### 問4 各5点×2

a (1点)

b (2点)

c (2点)

#### 問4・模範解答・ア

主人の坊主の、人を分け隔てする無慈悲な心 (5点)  
各部の採点】 5点満点。加点ポイント3箇所。

a 「主人の坊主の心」……………1点。無慈悲な心をもつのが主人の坊主であること。

b 「人を分け隔てする」……………2点。「差別する」という内容。

c 「無慈悲」……………2点。「慈悲のない」「情けのない」という評語でまとめてあるか。



a (2点)

b (2点) c (1点)

**問4・模範解答・イ** 主人の坊主の、小法師に去られ、一人岬に取り残されてしまった、つらい出来事。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加ポイント3箇所。

a 「主人の坊主の、小法師に去られ、一人岬に取り残されてしまった」

… 2点。主人の坊主だけが一人取り残されたという内容。

b 「つらい」…………… 2点。「憂し」の解釈。

c 「〜という出来事・〜ということ」…………… 1点。文末処理。ただしここだけ正解では加  
点無し。

## 問5 5点

a (1点)

b (3点)

c (1点)

**問5・模範解答** 足摺山の金剛福寺に参った多くの修行者の、取り仕切る寺の主もなく上下の分け隔てもなくそこに住んで(修行しながら日々を送っている)いる様子。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加ポイント3箇所。

a 「足摺山の興福寺に参った多くの修行者の」…………… 1点。参った修行者という対象。

b 「取り仕切る寺の主もなく上下の分け隔てもなくそこに住んでいる」…………… 3点。すべての人が平等に修行しているという内容。

c 「様子」…………… 1点。文末処理。  
ただしここだけでは加点無し。

問 6  
1  
(3点)

令和3年度第1回九大本番レベル模試 漢文 法・教育・経済学部 採点基準(40点)

※要素別に採点する場合、各要素の最低点は0点とする(減点の結果、ある要素が0点以下になってもその要素は0点)。

大問四 問1

基準 配点:8点(4点×2)

■形式上の不備

・( )の有無は問わない。

■模範解答

①(ウ) ⑥(オ)

■採点方法

・①・⑥それぞれ別々に採点。  
・解答例のみ正解。

大問四 問2

基準 配点：7点

■形式上の不備

- ・一字でもひらがな以外の文字を用いているものは全体0点。
- ・「起↓将↓為↓使↓欲」の語順で読んでいないものは全体0点。
- ・句読点の有無は不問。

■模範解答

A 2点

きをして

B 2点

しや(よ)うたら

C 3点

しめんとほつ(つ)す

(別解)

A 2点

きをして

B 2点

しや(よ)うたら

C 3点

しめんとほつ(つ)す

■採点方法 各要素単独採点

要素A「起」の読み方(送り仮名)：きをして＝2点

- ・解答例のみ正解。

；他は一字でも誤りがあれば要素A加点なし(要素A＝0点)。

要素B「為将」の読み方：しや(よ)うたら・しや(よ)うたら＝2点

- ・「てやう」「は」「しやう」「しよづ」「しよづ」「も可。
- ・「為」を「となさ」と読んでいるものは要素B1点減点。
- ・他は一字でも誤りがあれば要素B加点なし。

要素C「欲使く」の読み方：「しめんとほつ(っ)す」＝2点

・「ほつす」は「ほつす」も可。

・「しめんと」を、「しむるを」「しむることを」としているものは要素C 2点減点。

・他は一字でも誤りがあれば要素C加減なし(要素C＝0点)。

大問四 問3

基準 配点：4点(1点×4)

■形式上の不備

・すべてひらがなで記述していないものはそれぞれ0点。

■模範解答

(a) かつ(っ)て

(b) ししばしば

(c) と

(d) かつ

■採点方法

・解答例のみ正解。

大問四 問4

基準 配点：3点

■形式上の不備

- ・（ ）の有無は問わない。

■模範解答

(工)

■採点方法

- ・解答例のみ正解。

大問四 問5

(1)

基準 配点：4点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。

■模範解答

楚の大臣の殺す所と為る

■採点方法

- ・「殺」を「殺むる」「あやむる」と読んでいるものは許容する。
- ・「殺」を「殺める」「あやめる」と読んでいるものは2点減点。
- ・漢字をひらがなに直している場合、読み方が正しければ減点はしない。  
楚〓そ  
大臣〓だいじん  
殺〓ころ  
為〓な
- ・ただし読み方が間違っている場合は一カ所につき一点減点。
- ・「楚大臣」を、「の」を入れず「楚大臣」としているものは1点減点。
- ・他は一カ所でも誤りがあれば(1) 加点なし。(1)〓0点

(2)

基準 配点：4点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。

■模範解答

楚の大臣に殺された

■採点方法

- ・受身表現「くに…れる」「くによって…れる」「くのために…れる」で訳していないものは(2)
- ・加減なし。(2) = 0点
- ・「楚」は「楚国」も可。
- ・「楚の大臣」の「の」がなく、「楚大臣」としているものは1点減点。
- ・「大臣」を別の語に言い換えているもの(「重臣」「臣下」など)は1点減点。
- ・「楚の大臣に」を、「楚の大臣によって」「楚の大臣のために」のようにしているものは可。
- ・時制の過去(殺さ)れた)・現在(殺される)は問わない。
- ・ただし未来(「殺されるだろう」など)にしているものは2点減点。
- ・「殺されてしまった」なども可。
- ・「殺す」は「殺害する」「処刑する」なども可。

大問四 問6

基準 配点：7点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。

■模範解答 同意表現可。ニュアンスが合っていれば可とする。

A 加点要素とせず  
呉起が

B ○ 2点

功名を立てることを焦って

C ○ 2点

自分の妻を殺したことは、

D ○ 3点

なんと道義に反することではないか。

■採点方法 各要素単独採点



要素A 主語「呉起が」の補い 加点要素とせず

・主語を書いているなくても減点しない。

・ただし「呉起」以外を主語として補っている場合は要素A 1点減点。

要素B 「功名を急ぎ」の訳⇨功名を立てることを焦って 2点

・功名⇨功名(功績と名声(名誉))を得る・功名をあげる・功名を立てる・功名心

などと言い換えず、そのまま「功名」としているものは要素A 1点減点。

・急ぎ⇨「あせる・はやる・早くしようとする」なども可。

そのまま「急ぎ」としているものも許容する。

要素C 「其の妻を殺すは」の訳 自分の妻を殺したことは 2点

・「自分の」は「その」「呉起の」も可。

・殺したことは「は」殺したのは「殺すことは」「殺すのは」も可。

・「は」は「は」は「は」のように、「急功名而殺其妻」が、以下の「何残賊乎」の主語であること

を明示していないものは要素C 1点減点。

要素D 「何ぞ残賊なるや」の訳 なんと道義に反することではないか

・「なんと」(では)ないか「は」「なんと」(まあ)「こと」(だろう)か「など、詠嘆表現になっ

ていけば可。

・疑問(どうして)か・どれほど(か)や反語(どうして)か、いや、(ない)など、詠嘆以外で解釈しているものは要素D 加点なし(要素D=0点)。

・「残賊」を、「道義に反すること」以外で解釈しているものは要素D 1点減点。

「道義」を「道理」としているものも要素D 1点減点。「道理」と「道義」は意味が異なる。

#### 大問四 問7

基準 配点：3点

■形式上〓不備

・（ ）の有無は問わない。

■模範解答

(ウ)

■採点方法

・解答例のみ正解。